

鳥取県告示第684号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字新見字カツラガトイ1082の1、1082の5、1082の6、1083の1、1083の3、1083の4、1085の3、1085の4、字荒尾1086の1、1086の3、1087の1、1087の3、1087の4、大字口宇波字ヒル途560、560の1、564の2、566の1、566の3から566の5まで、567、568、字ヤトウジ569の1、字下モ小谷686の1、686の4、大字郷原字宮ノ谷381、389、大字毛谷字岨ノ谷331の1、331の2、336の1、大字宇波字迎谷867、871、875、876、大字智頭字新田2449から2451まで、2452の1、2453から2456まで、2457の1、2458から2460まで、2461の1、2461の3、2463の1、2464の1、2465、2467、字イチゴ谷2476の1、2476の5、2477の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

八頭郡智頭町大字智頭字新田2461の1・2461の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字宇波字迎谷886の1から886の3まで、字ツヅラ平968の3、大字智頭字瀧谷下モ平1238の2（次の図に示す部分に限る。）、1238の3、1239の1、1239の2、1240の1、1240の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）